

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和2年 6月 24日	
兵庫県知事 殿	
提出者 住所 大阪府大阪市中央区北浜2-2-22 氏名 クリテックサービス株式会社 代表取締役社長 土野 淳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6228-4947	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	クリテックサービス西日本事業所(播磨)
事業場の所在地	兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目15番地1
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	9292 産業用設備洗浄業
②事業の規模	—
③従業員数	37名 (令和2年4月末現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>                 graph LR                     A[廃酸 廃アルカリ] --&gt; B[ローリー]                     B --&gt; C[中和]                     C --&gt; D[凝集沈殿]                     D --&gt; E[汚泥]                     D --&gt; F[汚泥 リサイクル 埋立て]                     G[廃油] --&gt; H[トラック]                     H --&gt; I[混合]                     I --&gt; J[燃料化 リサイクル]                     K[汚泥 (有害)] --&gt; L[トラック]                     L --&gt; M[焼却]                     M --&gt; N[残渣 スラグ化]             </pre>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・酸性廃液の一部で熱源のカロリー調整に使用できるようにリサイクルを行った。 ・通常廃酸の削減に向けて、一部設備での使用薬液の調整 また薬品が含有した水滴を減らす活動を実施した。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃酸・廃アルカリの発生源となる工程の一部を自社の別工場へと完全に移管している。排出量はその分減少する。 あわせて工程の大幅な集約化を計画しており、設備稼働の効率化により廃棄物排出量の減容が期待できる。 ・排水処理の薬品添加量を見直し、薬品使用量・汚泥発生量を削減する。 ・廃溶剤のリサイクル化(再生)を検討する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物保管場所を廃棄物の種類別(廃酸・引火性廃油・汚泥)に分けて、別の種類の廃棄物が混ざらないように保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・従業員に対して環境(廃棄物ほか)に関する教育を行い、特別管理産業廃棄物が有するリスク(保管時・移送時)を理解させる。同時に、廃棄物削減への意識の向上も狙う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
実績なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
実績なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
実績なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			
実績なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 1 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実績なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実績なし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 1 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙1のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・最終埋立処理を削減するために、燃料及びセメント原料・路盤材などに転化できるように検討をおこなった。一部熱源のカロリー調整としてリサイクル化した。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各委託先にて廃棄物が適正処理されているかを確認する。</li> <li>今年度は、廃溶剤の熱回収再利用できるよう委託業者と協議を実施する。平行して、新規委託先の開拓を実施する。</li> <li>廃溶剤は元々業者で再生していた実績があるため、新規業者を開拓して同様に再利用できる手段を検討する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和1年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	170	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>加入状況： 加入済み</p> <p>電子マニフェスト対応処理業者との契約について： 契約業者全て電子マニフェスト対応を継続していく。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成 31 年度)実績量

計画：今年度(令和 2 年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	4	4									4	4	4	4	4	4				
7010 引火性廃油(有害)																				
7100 強酸																				
7110 強酸(有害)	132	131									132	131	132	131	0	0				
7200 強アルカリ	34	33									34	33	34	33	7	7				
7210 強アルカリ(有害)																				
7300 感染性廃棄物																				
7411 廃PCB等																				
7412 PCB汚染物																				
7413 PCB処理物																				
7421 廃石綿等(飛散性)																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 銻さい(有害)																				
7424 燃えがら(有害)																				
7425 廃油(有害)																				
7426 汚泥(有害)	0	0									0	0	0	0	0	0				
7427 廃酸(有害)																				
7428 廃アルカリ(有害)																				
7429 ばいじん(有害)																				
合計	170	168	0	0	0	0	0	0	0	0	170	168	170	168	11	11	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙-2

